

群馬MR研究会会則

1989年4月1日制定
1998年4月1日一部改正
2005年4月1日一部改正
2009年4月1日一部改正
2012年4月1日一部改正

第1章 総則

第1条 発会の趣意

近年医療界においては、その技術進歩には目を見張るものがあり、診断領域においてもMR装置の普及が進んでいる。我々診療放射線技師も遅れをとらぬため、知識の吸収と技術の研鑽を計っていかなければならない。MRIの理論を知り、装置を知り、医療においてより有用な画像を創り出せるテクニックを学ぶことは、技師の質的向上につながり、MR装置の普及にも影響を及ぼすものと確信する。故に、ここに有志を募り、MRの発展的研究会を発会する。

第2条 名称

この会は、群馬MR研究会と称する。

第3条 目的

- (1) この会は、医療用画像診断装置のうち、核磁気共鳴装置（以下MR装置という）の理論を学び、装置を知り、より効果的な画像を創り出すことにより、画像診断を受ける患者さんの安全と健康に寄与することで、社会に貢献することを目的とする。
- (2) MR装置による画像及び分析を、より効率的・効果的な情報として創り出すための研究を行い、臨床に役立てることを目的とする。

第2章 事業

第4条 事業

この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ①月1回の基礎講義、もしくは臨床講演
②不定期の研究目的の勉強会
③その他、目的達成のために必要な事業
- (2) 前項については、別に幹事会で決定する。

第3章 会員

第5条 会員

- (1) この会は、群馬県内の診療放射線技師の有志を持って設立されたものである。第1条の趣意に賛同し、第3条の目的をもつ者であれば会員になれば、職種は問わない。
- (2) 法人会員
MR装置メーカー、その他MRIに関係する事業会社で、第1条、第3条、第6条の趣旨に賛同する者は、幹事会に申し出て当会の法人会員になることができる。

第6条 法人会員の役割

- (1) MR装置メーカーには、MRの基礎的講義をしていただき、各社MR装置の特徴・解説及び新製品の紹介をしていただく。他の法人会員の会社も、同様にMR I 関連製品の解説及び新製品の紹介をしていただく。
- (2) その他の協賛内容に関しては、幹事会で決定する。

第4章 役員

第7条 役員の定数

この会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 数名
- (3) 事務局 1名
- (4) 会計 1名（事務局が兼ねる）
- (5) 書記 1名（事務局が兼ねる）

第8条 役員

- (1) 幹事は第5条（1）の会員の互選により選出する。
- (2) 幹事は幹事会を構成し、会長ほか役員を互選する。
- (3) 幹事会は、会の運営に関する決定、承認を行う。
- (4) 事務局は、幹事の中から選出し、会計・書記を兼ねる。

第9条 役員の任期

役員の任期は定めないが、幹事会において決定する。

第10条 会計

役員の権限は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会の運営全般を総括する。
- (2) 幹事は、事業執行の実務に当たり、会長を補佐する。
- (3) 事務局は、会長・幹事を補佐し、事業執行の実務を行う。
- (4) 会計は、予算作成、会計経理に当たり財産管理を行い、幹事会に年度の会計報告を行い、承認を得なくてはならない。
- (5) 書記は、会の記録を取り、会員に会の事業連絡をする。

第11条 事務局

この会の運営をスムーズに行い、会員への連絡を滞りなく行うため、会長もしくは幹事の施設に事務局をおく。

事務局は1998年4月1日より群馬県立心臓血管センター技術部放射線課内（所在地：群馬県前橋市亀泉町甲3-12）に置く。

第5章 会計

第12条 事業収入

会の経費は会費、寄付金及び協賛金の収入で経理する。ただし、特別の費用に充当するために、会費を別に徴収することができる。

第13条 会費

- (1) 会員は毎回の講義・勉強会・研究会に参加する場合、参加会費として500円を納入する。
- (2) 徴収された会費は誤算の他は理由を問わず返還されない。

第6章 その他

第14条

会の運営に関する細則等は、幹事会で決定するものとする。

附 則

この会則を、2012年4月1日から施行する。